叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する
井澤　征功

従五位に叙する（各通）
東　國伸　上野　康

正六位に叙する（各通）
塩野谷禎也　中山　登　森下　晋光

従六位に叙する（各通）
浅野　丈夫　池田　秀子　田中與惣一
藤谷　淳　吉長　薫

正七位に叙する
竹田　友信

従七位に叙する（各通）（以上八月二十八日）
平松　達朗

従七位に叙する（各通）（以上八月二十九日）
梶原　拓

従三位に叙する
鈴木　義則

従五位に叙する
前津　榮一

従五位に叙する
井下　裕　入江　陳夫
具足　嘉二　齊藤　雅久
鈴木　輝美　鈴木　久夫

正六位に叙する（各通）
大森　伸一

従六位に叙する（各通）
渡辺　博太

従七位に叙する（各通）
大谷　清明　川崎　辰巳

正七位に叙する（各通）（以上八月二十九日）
清水　節子

従七位に叙する（各通）（以上八月三十日）
朝見　鈴男

正五位に叙する
水越　三郎

従五位に叙する
小田　信雄　小野　優
佐々木盛雄　田中　立夫

正六位に叙する（各通）
石井　宗一　佐々木精一
畑中　忠雄　山本　敬一

従六位に叙する（各通）
跡部　和男

（警視庁警部）
平田　有隣

正七位に叙する（各通）
高頭　範行

従七位に叙する（以上八月三十日）
（大阪大学名誉教授）
増淵　正美

正四位に叙する
青島　敏郎

正六位に叙する（各通）
河本　昭　佐々木建二
島路　章　武田　忠男
橋本定一郎　山本　哲意

従六位に叙する（各通）
阿部　美明　田中　正純

正七位に叙する（各通）
駒沢　鉄郎

従七位に叙する（各通）（以上八月三十一日）
中井　國緒

従三位に叙する
木下　和男

従五位に叙する
島川　良彦
田中　義隆

正六位に叙する
丸山　一郎

従六位に叙する（各通）
（岐阜県警部）
和田　友吉

正七位に叙する（各通）
（埼玉県巡査部長）
南向　文雄

従七位に叙する（以上九月一日）
鈴木　博正

従四位に叙する
平光　淳市

正五位に叙する
樋脇　四郎

従五位に叙する
宮本　眞司

正六位に叙する
末松　住夫

正七位に叙する（以上九月二日）
長嶋　孝行

正五位に叙する（九月三日）
中村　勲

○叙勲

旭日単光章を授ける（八月二十八日）
濱川　孝之

旭日単光章を授ける（八月二十九日）
齋藤正三郎

旭日双光章を授ける
京谷　章　椎名　力　山下　文夫

旭日単光章を授ける（各通）（八月二十八日）
中園　良清　武藤　正秀

旭日単光章を授ける（各通）（以上八月三十日）
坂東　茂

旭日単光章を授ける（九月一日）
塩野谷禎也　鈴木　義則　竹田　友信
中山　登　福岡　清治　藤谷　淳
森下　晋光　吉長　薫

瑞宝双光章を授ける（各通）
平松　達朗

瑞宝単光章を授ける（以上八月二十八日）
大谷　清明　川崎　辰巳
具足　嘉二　佐々木永治

瑞宝双光章を授ける（各通）
清水　節子　平野　正一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十九日）
小田　信雄　小野　優　久保　義久
田中　立夫　廣嶋　俊明

瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部）
高橋　秀嘉

瑞宝単光章を授ける（以上八月三十日）
青島　敏郎　河本　昭
佐々木建二　島路　章

瑞宝双光章を授ける（各通）
鈴木　博正

瑞宝単光章を授ける（以上八月三十一日）
中井　國緒

瑞宝重光章を授ける
樋脇　四郎　丸山　一郎

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月一日）
中村　勲

瑞宝双光章を授ける
濱田　勝之

瑞宝単光章を授ける（以上九月二日）
南部　良明

瑞宝双光章を授ける（九月三日）
本邦駐箚大韓民国特命全権大使　李　俊揆

旭日大綬章を贈与する（九月二十六日）
梶野　宏美　田中　正昭　島本　紘和
大柳　秀織　小倉香都子　鈴木　達幸
佐藤　笑み

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年九月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

直江寿一郎　近藤　一弥　宮城　光信
細野　崇　前島　克彦　中井　昌美
長崎　美智　藤原　雅彦　一瓢　道子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年九月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

水口　勝弘　植田喜久子　前原カヲル
高田　弘子　滝　久雄　福嶋　康博
中村　和男

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年九月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

石丸　典生　福田　美蘭　田中　康生
田中　嘉一　冨田　英揮　藤沢　昭和
齋藤　良一　伴　亨　太田　茂
大山　永吉　仲田　洋一　宇野　克明

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年九月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

横尾　忠則　福原　義春　三木谷浩史

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年九月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

宗教法人崇教真光
株式会社おぎそ
シチズン時計株式会社
日新製薬株式会社
栗山アルミ株式会社
田中産業株式会社
中央運輸興業株式会社
北星運輸株式会社
三光貨物株式会社